

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 56 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、国民年金保険料については、昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの分が還付、53 年 4 月から 56 年 12 月までの分は納付の事実が確認できないとの回答をもらったが、還付の理由が分からず、還付を受けた記憶もない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを立証する資料は無いが、自分では納付していたと思っているので、この期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳によれば、昭和 51 年 5 月 31 日に申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失処理が行われ、申立期間は未加入期間であること、また、申立期間の国民年金保険料のうち、前納された 51 年 5 月から 52 年 3 月までの分については 51 年 9 月に、現年度納付された 52 年 4 月から 53 年 3 月までの分については 52 年 9 月にそれぞれ還付処理が行われていることが確認できる。

これは、申立人の妻が昭和 47 年 3 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に、申立人が任意加入への国民年金被保険者種別変更手続きを行っていなかったため、後日、遡及^{そきゅう}して資格喪失処理が行われたものとみられるところ、還付された期間の国民年金保険料は前納又は現年度納付されたものであり、当該期間は、当時の国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により任意加入被保険者とみなされるべき期間であることから、誤った資格喪失処理によ

り国民年金保険料相当額が還付されたものである。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 56 年 12 月までの期間については、前述の特殊台帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿において、未加入とされている期間である上、申立人は、妻が退職した 57 年 1 月以降に納付書が送付されたと記憶している。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで
② 昭和43年4月から同年9月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間①及び②について、未加入とされていることに納得できない。

また、社会保険事務所では、申立期間②の国民年金保険料については、昭和44年に還付したとしているが、還付の通知は無く受領した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度及び42年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が無く、当該検認記録は、申立人に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿における納付記録と一致する。

また、前述の特殊台帳の申立期間①に係る摘要欄には、国民年金保険料が未納であった場合に作成されていた「未納者カード」を作成した旨の記録が確認できる。

さらに、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は還付された記憶が無いと述べているところ、前述の国民年金手帳により昭和44年4月18日に現年度納付されたことが確認できる申立期間②の国民年金保険料は、同年6月25日に還付されたことが前述の特殊台帳により確認できる。

これは、申立人が昭和40年9月*日に共済組合被保険者である夫と結婚し

た際に、任意加入への国民年金被保険者種別変更手続きを行っていなかったため、後日、遡^{そきゅう}及して資格喪失処理が行われたものとみられるところ、還付された期間の国民年金保険料は現年度納付されたものであり、当該期間は、当時の国民年金法附則第6条の2の規定により任意加入被保険者とみなされるべき期間であることから、誤った資格喪失処理により国民年金保険料相当額が還付されたものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 541

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、A町（現在は、B市）で国民年金の加入手続をして、昭和42年10月から国民年金保険料を継続して納付していたはずなのに、申立期間については未納となっている。納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

また、申立人は、免除申請の手続及び他市町村への転居の際の手続も適切に行っており、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月24日から42年2月6日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年10月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月24日から42年2月6日まで
② 昭和43年9月25日から44年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社において昭和41年10月24日に被保険者資格を喪失し、その子会社のA社において42年2月6日に被保険者資格を取得した旨の回答を得たが、その間の申立期間①はA社に勤務していた期間なので、加入期間に空白が生じているのはおかしい。

また、C社における資格取得日が昭和44年5月1日となっているが、同社には43年9月25日から勤務していた。

申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、「申立人は同一企業グループ内で異動し、雇用形態はいずれも正社員であり、新規採用ではないため、試用期間等も無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」旨の役員の供述及び同僚の記憶から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年10月24日にB社からA社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事

務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人は昭和43年9月25日からC社に勤務したと述べているところ、申立人が提出した給与支払報告書には、「就職昭44.3.21」との記載が確認できる上、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは44年3月1日であることが確認できる。

また、前述の給与支払報告書に記載されている社会保険料の金額は、標準報酬月額から算出した厚生年金保険料を含むものとしては著しく低額であり、申立人の給与から申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

さらに、申立人の厚生年金保険の加入時期について、C社の当時の事業主の妻及び同僚は、「正社員の勤務時間が8時間であったのに対し、申立人は勤務時間が一定していなかったと記憶しており、そのため、厚生年金保険に加入した時期が他の正社員より2か月ほど遅れたのだと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から45年3月まで

時期は記憶していないが、自宅に来た町内会の役員から、国民年金に加入するように言われたので、その場で夫婦二人の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

加入手続を行ってからは、いつも、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、納付しなかったことは一度も無いので、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、夫婦一緒に加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、それぞれ昭和47年7月17日発行の記載があり、かつ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、申立人夫婦は、このころ一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人夫婦は、現在所持している国民年金手帳は国民年金に加入した際に交付されたもので、それ以前には国民年金手帳を交付されたことが無いと記憶しているところ、申立人夫婦に係る戸籍の附票によれば、申立人夫婦は昭和32年6月以降、現住所に居住していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金保険料納付記録データ及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間については、申立人夫婦共に未納である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から45年3月まで

時期は記憶していないが、自宅に来た町内会の役員から、国民年金に加入するように言われたので、その場で夫婦二人の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

加入手続を行ってからは、いつも、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、納付しなかったことは一度も無いので、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、夫婦一緒に加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、それぞれ昭和47年7月17日発行の記載があり、かつ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、申立人夫婦は、このころ一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人夫婦は、現在所持している国民年金手帳は国民年金に加入した際に交付されたもので、それ以前には国民年金手帳を交付されたことが無いと記憶しているところ、申立人夫婦に係る戸籍の附票によれば、申立人夫婦は昭和32年6月以降、現住所に居住していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金保険料納付記録データ及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間については、申立人夫婦共に未納である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 24 日から同年 8 月 1 日まで
私が所持する雇用保険受給資格者証では、A社での雇用保険の資格取得日は平成 8 年 6 月 24 日となっているので、厚生年金保険についても、同年 6 月から加入していたはずである。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は平成 8 年 6 月 24 日からA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主は、厚生年金保険について、雇用保険とは違い従業員の勤務状況をみながら入社1か月から2か月後に加入させていたと思うとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、同僚のうち、A社への入社日を明確に記憶している二人は、入社約1か月後又は約3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、うち一人は、入社時に、厚生年金保険については入社後3か月経ってから加入させるとの説明を受けたと記憶している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に昭和 44 年 1 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務していたのは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人は正社員ではなかった。A社では、正社員でない者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 44 年 12 月 1 日に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月21日から36年1月5日まで

私は、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

しかし、私は、申立期間当時、A社に住み込んで、社長の子供の世話をしながら仕事をしており、Bとの表示がある野球のユニホームを着た写真もあることから、同社に勤務していたことは間違いない。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年5月1日である上、申立人が記憶している同社の事業主及び同僚についても、申立期間において、厚生年金保険の加入記録は無い。

また、昭和35年2月からA社に勤務し、37年5月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した時には厚生年金保険は適用されておらず、厚生年金保険料の控除も無かった。厚生年金保険には昭和37年に加入した。」と述べている。

さらに、申立期間に係る申立人に対する厚生年金保険の適用について同僚に照会しても、これを確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 24 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 12 月 24 日から 43 年 6 月 15 日まで A 社 B 支店 C 支部に
集金社員として勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、申立期間は
厚生年金保険被保険者期間となっていないため、調査の上、記録を訂正し
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 34 年 3 月 1 日に被保険者資格を
取得し、43 年 6 月 15 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険被保
険者記録と一致している。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について
A 社の事業主及び同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及
び回答を得ることはできなかった。

さらに、A 社の総務・経理等事務を受託している D 社では、当時は、集金
社員については入社してから数年後に厚生年金保険に加入している例が多く
見受けられるとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店 C 支部に係る健康保険厚生
年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人の氏名は無く、
健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 20 日から 42 年 11 月 20 日まで

私は、申立期間当時、A社B営業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録によれば、同社において厚生年金保険に加入していないことが分かった。

私は、昭和 41 年の結婚直後にA社B営業所に入社し、42 年の春ごろに同社の社員旅行の記念品をもらった記憶があるので、同社に勤務していたことは間違いない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和 41 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 20 日に被保険者資格を喪失した後、同年 9 月 22 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について当時の事業主及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。